

- 「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」の一部改正について

(令和4年12月22日付け香生企第527号)

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについては、これまで、「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取扱いについて」の一部改正について（令和3年1月22日付け香生企第48号。以下「取扱い」という。）に基づき処理してきたところであるが、今般、警察庁が国土交通省と協議し、自動車検査証に関する用語等について整理し、「取扱い」を別添のとおり改正したので、各所属においては適正な運用に努められたい。

なお、「取扱い」について必要な手続きは別途定める。

別 添

平成 16 年 11 月 9 日
警察庁生活安全局
国土交通省自動車局
令和 4 年 12 月 15 日改正

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の
取扱いについて

みだしの件について、警察庁と国土交通省は、下記のとおり取り扱うものとする。

記

第 1 趣旨

現下の厳しい犯罪情勢の下、国民の間において自主的な防犯活動の気運が高まりをみせており、民間団体、地方公共団体等から専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロール（以下「自主防犯パトロール」という。）において使用する自動車に青色回転灯を装備したいとの要望が強く寄せられているところである。

このため、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）において、「自主防犯活動用自動車」を定義するとともに、その基準を策定し、警察から青色回転灯等（回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯のことをいう。）を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、保安基準に適合した青色防犯灯を装着することができることとするものである。

第 2 警察の証明

1 警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。以下「警察本部長」という。）は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも適合していると認めるものについて、青色回転灯等を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を行うことができる。

(1) 団体が次のいずれかに該当すること。

- ① 都道府県又は市区町村
- ② 都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長（以下「都道府県知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体又は都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体
- ③ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号の一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の法人
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体

- ⑤ ①から④と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体
- ⑥ ①から⑤のいずれかから防犯活動の委託を受けた者
- (2) 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。
- (3) 青色防犯パトロール講習を受講していること等から、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。
- (4) 自主防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。
- ① 青色回転灯等は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備(マグネット等による着脱容易な取り付けも可能)して、使用すること。
- ② 自主防犯パトロール中以外では青色回転灯等は点灯させないこと。(自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。)
- ③ 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。
- ④ 使用する青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑤ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。
- ⑥ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、警察本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。
- ⑦ 警察本部長が認めた地域以外では青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと。(自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。)
- 2 1の証明を受けようとする者は、自主防犯パトロールを行う地域を管轄する警察署(当該自主防犯パトロールに係る地域が2以上の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署。以下同じ。)を經由して、警察本部長に証明の申請をするものとする。
- 3 申請を受けた警察署は、申請団体の適格性と申請書類に不備がないかを確認の上、警察本部に進達するものとする。
- 4 警察本部長は、2の申請内容が1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、別記様式の証明書を交付するとともに、申出を受けた車両が青色回転灯等を装備する車両であり、かつ、それを点灯させて行う自主防犯パトロール中であることを証する標章及び青色回転灯等を装備した車両による自主防犯パトロールを実施するものであることを証するパトロール実施者証を交付するものとする。
- 5 4の証明書の交付を受けた団体は、青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者をして、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所(軽自動車にあつては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。)において、

自動車検査証に自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受けるものとする。

- 6 証明書を紛失したとき及び標章又はパトロール実施者証を紛失し、き損し、若しくは汚損したときは、再交付を受けなければならない。
- 7 証明書の交付を受けた団体は、当該証明書に記載された団体の名称若しくは代表者の変更、使用自動車の変更（自動車の車種変更、パトロール使用車両の追加又は削減）又はパトロール実施地域の変更を行おうとするときは、証明書及び必要な書類を添付し、警察署を経由して、警察本部長に証明書の記載事項の変更申請をしなければならない。
- 8 警察本部長は、7の申請内容が、引き続き1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認め、証明書の変更箇所を修正の上交付するものとする。併せて、変更前の標章と引替えに変更箇所を修正した新たな標章を交付するものとする。
- 9 証明書の交付を受けた団体は、証明を受けた自動車のパトロール実施者の変更を行おうとするときは、パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を添えて、警察署を経由して、警察本部長に提出しなければならない。
- 10 警察本部長は、9の内容が、引き続き1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認めるものとする。
- 11 団体が青色回転灯等を自動車に装備して行う自主防犯パトロールを実施しなくなったときは、交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を返納しなければならない。7により自主防犯パトロールに使用しないこととなる自動車については、標章を警察本部長に返納しなければならない。これらの場合において、当該自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の5の記録の削除を申請しなければならない。

なお、警察本部長は、別記様式の返納・取消連絡票を電子メール等により当該地域を管轄する運輸支局等へ通知するものとする。
- 12 警察本部長は、証明を受けた団体が自動車による自主防犯パトロールを停止したとき、証明の申請の内容に虚偽があったとき、当該団体が1(1)に該当しなくなったとき、継続的な自主防犯パトロールが行われていないと認められるとき、適切な自主防犯パトロールを継続していくことが困難であると認められるとき、当該団体が1(4)に違反したときその他の不適切な活動を行ったときは、証明を取り消すことができる。この場合において、当該団体への証明を取り消す旨の通知をするとともに、運輸支局等へ別記様式の返納・取消連絡票を電子メール等により通知するものとする。
- 13 12の取消しの通知を受けた団体は、速やかに交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を警察本部長に返納するとともに、使用していた自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の5の記録の削除を申請しなければならない。
- 14 自動車検査証の備考欄に自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された自動車が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第67条第1項に基づく使用者に係る自動車検査証の記録事項の変更により、使用者の氏名又は使用の本拠の位置が変更される申請がなされた時は、運輸支局等の担当者は証明書の有無を確認して、証明書の提示が無い場合であって、5の記録を削除したときは、

警察本部長へ別記様式の記録事項の変更連絡票を電子メール等により通知するものとする。

第3 自動車検査証の記録事項の変更等について

- 1 青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者は、車両法第59条に基づく新規検査を受ける場合にあつては、警察本部長が交付する証明書の写しを提出し、申請するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、既に有効な自動車検査証の交付を受けている自動車青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者は、警察本部長が交付する証明書の写しを提出し、運輸支局等に車両法第67条に基づく自動車検査証の変更記録を受けなければならない。
- 3 前項の自動車検査証に記録すべき事項は、道路運送車両法施行規則第35条の3第1項第26号の規定により自主防犯活動に使用する自動車である旨とする。

第4 運用開始時期

運用の開始は、平成16年12月1日からとする。

附則（平成17年12月12日 国自技第195号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成17年12月15日からとする。

附則（平成18年5月17日 国自技第33号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成18年7月1日からとする。

なお、平成18年6月30日までに、保安基準第55条の規定による基準の緩和の認定の手続により、青色回転灯の自動車への装備について認められた自動車については、継続して使用することができるものとする。

附則（平成26年2月3日 国自技第191号、国自整第306号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成26年2月3日からとする。

附則（平成28年6月3日 国自技第38号、国自整第57号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成28年6月3日からとする。

附則（令和2年12月25日 国自基第129号、国自整第247号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、令和2年12月28日からとする。

附則（令和4年6月22日 国自基第36号、国自整第47号）
（適用時期）

改正後の運用の開始は、令和4年6月22日からとする。

附則（令和4年12月15日 国自基第181号、国自整第189号）
（適用時期）

改正後の運用の開始は、令和5年1月1日からとする。

（別記様式 省略）